

土壤汚染対策法関係手数料条例

(通則)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）に基づく事務に関する手数料をこの条例の定めるところにより徴収する。

(手数料を徴収する事務等)

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

(手数料の減免)

第三条 手数料は、国又は自治法第一条の三に規定する地方公共団体から申請があるときは免除するものとし、その他知事において特別の理由があると認めるときはこれを減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

第四条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。た

だし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により同法の施行前に行われる同法による改正後の土壤汚染対策法第十二条第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請がなされた場合においては、施行日前においてもこの条例の例により、手数料を徴収する。この場合において、この条例別表一の項中「法」とあるのは「土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三

号）附則第二条第一項の規定により同法の施行前に行う
 同法による改正後の法」とする。

別表（第二条関係）

事務	一 法第二十二條第一項の規定に基づき汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	二 法第二十二條第四項の規定に基づき汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	三 法第二十三條第一項の規定に基づき汚染土壌処理業の許可の申請
名称	汚染土壌処理業許可申請手数料	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	汚染土壌処理業変更許可申請手数料
額	二十四万円	二十二万円	二十二万円
徴収時期	許可申請のとき。	更新申請のとき。	変更許可申請のとき。

請
に
対
す
る
審
査